

院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル ～処方変更ルールについて～

1. 現行のルールで変更調剤が可能な事例

➡ FAXでの報告は不要です。お薬手帳を用いてお知らせください。

- (1) 一般名処方について、同一剤形、同一規格にて調剤を行ったもの。
- (2) 成分名が同一の銘柄変更のうち、次のもの。
当該医薬品に「変更不可」の指定がある場合を除く。
 - ① 先発医薬品から後発医薬品への変更
 - ② 後発医薬品間での変更
- (3) 剤形の変更（同一のグループ内）の内、次のもの。ただし、内服に限る。
 - ① 先発医薬品から後発医薬品への変更
 - ② 後発医薬品間での変更
 - ③ 一般名処方での変更

剤形グループ

- (i) 錠剤（普通錠、口腔内崩壊錠、粒状錠）、カプセル剤、丸剤
- (ii) 散剤、顆粒剤、細粒剤、末剤、ドライシロップ剤（内服用固形剤として調剤する場合に限る）

2. 疑義照会等を割愛できる事例

➡ 専用 FAX 用紙「処方変更連絡書」を用いてお知らせください。

同一内容に関する連絡は、初回のみで構いません。

- (1) 銘柄の変更
当該医薬品に「変更不可」の指定がある場合を除く。
1-(2)を除く。

例) ノルバスク錠 5mg → アムロジン錠 5mg

- (2) 剤形の変更
当該医薬品に「変更不可」の指定がある場合を除く。
内服薬かつ用法用量に変更がない場合に限る。

例) リバロ錠 1mg → リバロ OD 錠 1mg
アルダクトン A25mg<粉碎> → アルダクトン A 細粒 10% 25mg

(3) 別規格製剤がある場合の調整規格の変更

当該医薬品に「含量規格変更不可」の指定がある場合を除く。
規格により適応が異なる場合を除く。

例) アーチスト錠 1.25mg 4錠分2 → アーチスト錠 2.5mg 2錠分2

(4) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない半錠、粉碎の調剤

保険薬局において安定性データを確認したうえで実施すること。

ただし、粉碎や混合に関する算定を加算する場合は、疑義照会を行うこと。

(5) 服薬管理等の面から必要と判断して実施する保険請求を伴わない一包化調剤

保険薬局において安定性データを確認したうえで実施すること。

ただし、一包化に関する算定を加算する場合は、疑義照会を行うこと。

(6) 貼付剤や軟膏類の包装、規格の変更

総量が同じ場合のみ変更可とする。

例) モーラスパップ30 7枚入り 6包 → モーラスパップ30 6枚入り 7包
ヒルドイドソフト軟膏 25g 4本 → ヒルドイドソフト軟膏 100g 1瓶

(7) 残薬の調整の為の処方日数変更

残薬調整の目的に限る。外用剤等の本数変更も含む。

ただし、処方日数を延長すること、あるいは処方日数を「0日分」にし、当該薬剤を処方から削除することは不可とする。(次回処方箋発行時の処方漏れを防止するため。)

例) プルゼニド錠 12mg 60日分
→ プルゼニド錠 12mg 28日分 (32日分残薬があるため)

※アドヒランスに問題があると判断される場合は、適宜、「服薬情報提供書(トレーシングレポート)」で処方医への情報提供をお願いします。

3. 疑義照会を必要とする事例

➡ 問い合わせ窓口：代表番号(03-3339-2121)より処方医へ直接ご確認ください。

- ・ 薬剤の削除を必要とする場合
- ・ 次回処方日数まで処方日数が不足している等の理由で、処方日数の変更が必要な場合
- ・ 計量混合調剤加算、一包化加算、重複投与・相互作用等防止加算等を算定する場合

本件に関する問い合わせ先：河北総合病院 薬剤部 医薬品情報室 Tel：03-3339-2813(直通)